

第 12 章 評価書案審査意見書に記載された 知事の意見

第12章 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足するとしているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。

【景観】

計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。